

I、岡山市認定地域クラブ活動について

1. 位置づけ

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」(主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動、体育及びレクリエーションの活動を含む。)の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

中でも部活動改革としての岡山市が認定する認定地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承、発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

2. 岡山市が認定する地域クラブの要件

地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、技術力向上を主目的とする既存のスポーツ・文化芸術クラブ等とは区別する必要がある。そして、学校部活動の受け皿としての岡山市が認定する地域クラブ(以下「認定地域クラブ」)は、国の認定要件等も踏まえ、以下認定要件チェックリストの①～⑦の要件を全て満たすこととし、満たさない場合は認定クラブとしない。

【岡山市の認定要件チェックリスト】

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

(1) 岡山市が目指す認定地域クラブ活動について

- ☐ 学校部活動の教育的意義を継承発展させた生徒の自主的主体的な参加による持続可能な活動であること
- ☐ 活動種目は原則として既存の部活動種目とする (※多様な体験やレクリエーション的な活動など新たな活動も可)
運動部 (陸上、サッカー、軟式野球、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、剣道、柔道) + ハンドボール、男子ソフトボール
文化部 (吹奏楽部、美術部、放送部等)
- ☐ 中体連主催の大会参加を基本とする。(文化部は中文連、中吹連、県吹連等主催のコンクール等とする)
- ☐ 国、市のガイドラインを遵守した活動であること

(2) 参加者

- ☐ 認定クラブ活動は岡山市立中学校・義務教育学校の中学生全生徒を対象とする。
- ☐ 各認定クラブ員は原則、該当の中学校区の生徒が主体であること。
※広域から集めないこと。すべての生徒が身近な地域で活動できる地域クラブ活動であること。勝利至上の選抜チームではないこと。ただし、所属校区に希望の種目のクラブ(部)がない場合は 近隣校区のクラブへ入会可。近隣校区にもなければエリア内(別紙案)のクラブへの入会も可とする。種目によっては、市全域の生徒が対象となる。(ハンドボール、ホッケー、多様な体験等)
- ☐ クラブ員の人数は5人以上、単独で中体連主催大会にチームまたは団体戦に出場可能な人数以上とする。

(3) 活動場所

- ☐ 活動場所は各中学校区の中学校施設を基本とする。(※生徒にとって身近な地域の施設)
認定地域クラブには、中学校区内(またはエリア内)の市立中学校施設の優先的な利用を認める。(ただし、夜間開放事業の時間帯は除き、従来の部活動の時間帯のみ: 平日17時～19時までと休日の8時半～19時まで) 施設使用料は免除とする。
- ☐ 学校施設を利用する際は、「岡山市認定クラブ活動における市立中・義務教育学校施設利用要項(作成中)」のとおりとする。なお、移行期においては、学校施設で学校部活動が行われていることが想定されるため、学校、学校施設管理者、施設の設置者、関係団体等で公平に利用することができるよう調整するなど、緊密に連携を図る。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- ☐ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上(平日1日以上、休日1日以上)の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程

度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。※1
□年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)や毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表していること

※1 上記を原則とするが、指導者の状況等で週11時間程度の範囲内に収まり、かつ週当たり2日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ、土日に2日間連続して活動を行うことも可とする。

なお、地域展開過渡期には、部活動と認定地域クラブ活動が並立する場合があるが、その場合も活動時間は、生徒の心身の成長、健康に配慮して、併せて週11時間程度にすること。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

□国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、認定地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

□認定地域クラブ運営に係る経費は、原則、受益者負担となることから、加入説明等の際には参加者や保護者等に情報開示を行い、費用等への理解を得ること。

※ただし岡山市認定地域クラブには市からの支援(補助)を検討する。また経済的困窮家庭への援助等も別途検討

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

□認定クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材(以下「指導人材」という。)が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること

□岡山市が定める研修を受講し、登録された指導人材が活動に携わること

※岡山市認定地域クラブ活動指導者登録制度(令和8年度モデル試行)を参照

□持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

□生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること

□事故が発生した場合の責任主体は、各認定クラブや大会主催者が責任を負うことになる。したがって、不測の事態に備え、事前に関係機関や保護者等関係者の連絡先を把握し、緊急時の連絡体制を整えるとともに、緊急時対応計画を策定し、救急対応を迅速に適切に行うこと。

※安全管理体制、緊急連絡体制の整備については、スポーツ庁「運動・スポーツ中の安全確保対策の評価・改善のためのガイドライン」を参照のこと。

※岡山市認定クラブの活動に従事している教職員等にも責任がある場合、当該教職員のサービスの取り扱いや処分の検討、損害賠償責任等の民事上の責任については、基本的に認定地域クラブとの関係において対応がなされるものである。(地域クラブ活動は、学校の管理下にないため、公立学校共済組合の助成等や独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済金給付制度」は適用されない。)

特に移行期(地域クラブへの移行期、部活動と認定クラブが共存する場合)においては、学校部活動の顧問とも連携しながら活動するとともに、その活動が部活動なのか認定クラブ活動なのか、その区別を明確にし、活動中のトラブルや事故の対応を含む管理責任等も認識したうえで、適切な管理を行うことが必要となる。

□参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

※岡山市に登録申請し、登録された指導者の保険は市で一括加入する。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

□次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること

※規約例参照

- 内容 ・団体の目的 ・役員(代表、副代表、会計、監事※1)の選任・解任に関する事
・総会の運営など団体の意思決定に関する事 ・会員の入退会、参加費等に関する事
・予算・決算の審議・承認に関する事

□公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために保護者等関係者に対する情報開示が適切に行われていること

□営利を主たる目的とせずに運営すること

□大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

□岡山市認定地域クラブの立ち上げは、生徒たちを中心に置き、該当の中学校区の中学校部活動と連携し、学校(顧問、指導員等含む)との合意形成がとれたところから進めていくこと。

□認定地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を生徒の在籍する中学校等と共有すること

□生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること※2

□岡山市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等(小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等)を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

□活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、岡山市や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 認定地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

3, 認定地域クラブへの岡山市からの支援

認定地域クラブ活動は本来会費等の受益者負担で実施されるものではあるが、令和8年度は、認定地域クラブの充実した活動を推進支援するために、以下(1)～(3)までの支援を予算の範囲内で岡山市が行うこととする。

(1)該当中学校学区内(またはエリア内)の市立中学校施設の優先的な利用を認める。(ただし、夜間開放事業等は除き、従来の部活動の時間のみ。(平日水曜以外の放課後～19時と休日の8時半～19時まで)施設使用料は免除とする。

※詳細は「岡山市認定地域クラブ活動における市立中学校義務教育学校施設利用要項(作成中)」のとおりとする。

(2)認定地域クラブが活動するために必要となる費用の支援

①指導者謝金を補助

②クラブ運営費(事務費、消耗品費等)の補助(※詳細は補助金交付要綱)

(3)指導員が不足した場合の人材バンク登録指導者の派遣 その他、団体の運営(各種手続き)に関する支援

4, 認定申請の流れ

【認定地域クラブ申請まで】

(1)希望の団体等(指導者含む)は、上記「認定要件チェックリスト」の要件内容や「岡山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱(R8年度モデル試行)」、「認定地域クラブ活動指導者登録制度(R8年度モデル試行)」等を確認する。

- (2) まずは、市スポーツ振興課に意向の旨を連絡。市が意向を聞いた上で、市が該当の中中学校区の部活動の状況等や学校等の意向を確認し、可能なら学校等と協議を始める。
- (3) 認定地域クラブ活動について、大筋の合意がとれたら、下記の流れに沿って認定申請、指導者登録申請をする。

【認定地域クラブ申請から登録までの流れ】等については

「岡山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱(R8 年度モデル試行)を参照

岡山市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱(R8年度モデル試行)

(趣旨)

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年 12 月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、岡山市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 岡山市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- 一 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
 - 二 適切な活動時間や休養日が設定されていること
 - 三 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
 - 四 適切な指導の実施体制が確保されていること
 - 五 適切な安全確保の体制が確保されていること
 - 六 適切な運営体制が確保されていること
 - 七 学校等との連携が適切に行われていること
- 2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、岡山市が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」や(添付資料含む申請書類)内容等に基づき判断する。
- 3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。具体的な指導者要件は、認定クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書にある。

(認定申請)

第3条 岡山市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて(運営団体＝実施団体の場合は実施団体が)、岡山市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号)(以下「誓約書兼申請書」という。)、岡山市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)及び誓約書兼申請書の7に記載のある添付書類を岡山市に提出することにより行うものとする。

第2条第4項の指導者について、すでに指導するクラブが決まっている場合は、様式1号とともに併せて認定地域クラブ指導者登録申請書兼誓約書(様式第3号)を指導者全員提出し、市へ登録することとする。

- 2 岡山市は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体(以下「申請者」という。)に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 岡山市は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

岡山市は、認定の決定に際し必要と認めるときは、条件を付することができる。

仮認定期間について ★(R10 年度までのモデル試行期間中)※R11年度から正式な認定制度開始予定

★10年度中までに下記を精査の上、改めて本認定とする。

- ① 市が認定する要件を満たした活動ができている
- ② 持続可能な地域クラブ活動の体制(運営体制、指導体制)が確保できている
- ③ 生徒、保護者の理解を得、学校と合意形成ができている(部活動は廃部)

- 2 岡山市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

- 3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「岡山市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 岡山市は、前条第1項の規定による認定をしたときは、岡山市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 岡山市は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、岡山市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

なお、認定未申請又は認定の不認定のクラブにおいては、岡山市及び学校側は一切責任を負わない。

(認定の有効期間)

第6条 岡山市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 岡山市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに岡山市認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第6号)により岡山市に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 岡山市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに岡山市認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第7号)により岡山市に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 岡山市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに岡山市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第8号)により岡山市に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 岡山市は、岡山市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により認定を受けたとき
- 二 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 三 岡山市認定クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

2 岡山市は、第1項の規定により認定を取り消したときは、岡山市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第9号)により、岡山市認定クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(活動報告書の提出)

第11条 岡山市認定地域クラブは、活動が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、または当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、活動完了報告書(様式第10号)に関係書類を添えて提出しなければならない。

(岡山市認定クラブ活動に対する指導助言等)

第12条 岡山市は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、岡山市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(岡山市認定地域クラブ活動に対する支援)

第13条 岡山市は、岡山市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を予算の範囲内で行うものとする。

- 一 認定地域クラブ活動の生徒・保護者等に対する情報提供
- 二 認定地域クラブ活動の運営等への公的支援(財政支援、学校施設等の優先利用、利用料の免除等)
- 三 認定地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則(施行期日) 1 本要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

令和8年度の認定地域クラブ活動(モデル試行)においては、岡山市が第2条各号に掲げる認定要件のうち、第三号、第六号を満たしていない場合であっても認定(みなし認定1年更新)を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、実証期間中に認定要件をすべて満たせるようにするとともに、市は運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。

【認定地域クラブ申請について】

まずは、本要綱、認定要件確認書(様式第2号)、「岡山市認定クラブ活動指導者登録制度(モデル試行)」などを確認の上、市スポーツ振興課に連絡ください。該当の中学校区の部活動の状況等も確認した上で、意向を確認し、可能なら学校等と協議を始めます。大筋の合意がとれたら、下記の流れに沿って認定申請、指導者登録をしてください。

【認定地域クラブ申請から登録までの流れ】

認定申請をする場合については、以下の流れを理解し、申請手続きを行うものとする。

認定を受ける団体	岡山市		
① 申請書類(各種様式、別添用紙等)をダウンロード			
② クラブの規約等を策定し、申請書等及び添付書類の申請内容も含めて、保護者及び関係者内で共通理解を図る			
③ 岡山市スポーツ振興課に下記申請書および添付書類を添えて提出する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;"> ・岡山市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書 (様式第1号) ・令和8年度 地域クラブ構成員 (別添1) ・令和8年度 地域クラブ参加者名簿 (別添2) ・令和8年度 地域クラブ活動計画書 (別添3) ・令和8年度 地域クラブ収支予算書 (別添4) ・岡山市認定地域クラブ活動認定要件確認書 (様式第2号) ・岡山市認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書 (様式第3号) ・団体の規約または会則の写し (別添5) ・参加する生徒がスポーツ保険等に加入したことを証明する書類の写し ※様式第3号の申請により岡山市に登録された指導者の保険は、岡山市で一括加入。 </td><td style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle;">  </td></tr> </table>	・岡山市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書 (様式第1号) ・令和8年度 地域クラブ構成員 (別添1) ・令和8年度 地域クラブ参加者名簿 (別添2) ・令和8年度 地域クラブ活動計画書 (別添3) ・令和8年度 地域クラブ収支予算書 (別添4) ・岡山市認定地域クラブ活動認定要件確認書 (様式第2号) ・岡山市認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書 (様式第3号) ・団体の規約または会則の写し (別添5) ・参加する生徒がスポーツ保険等に加入したことを証明する書類の写し ※様式第3号の申請により岡山市に登録された指導者の保険は、岡山市で一括加入。		1, 申請書類等の確認 2, 認定・不認定の決定 3, 認定クラブの登録 4, 認定・不認定の通知通知書 5, 指導者登録
・岡山市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書 (様式第1号) ・令和8年度 地域クラブ構成員 (別添1) ・令和8年度 地域クラブ参加者名簿 (別添2) ・令和8年度 地域クラブ活動計画書 (別添3) ・令和8年度 地域クラブ収支予算書 (別添4) ・岡山市認定地域クラブ活動認定要件確認書 (様式第2号) ・岡山市認定地域クラブ活動指導者登録申請書兼誓約書 (様式第3号) ・団体の規約または会則の写し (別添5) ・参加する生徒がスポーツ保険等に加入したことを証明する書類の写し ※様式第3号の申請により岡山市に登録された指導者の保険は、岡山市で一括加入。			
【認定された場合】 ① 認定許可書がきたら学校施設設備備品を使用するため下記の書類を使用する学校に提出する。 ○学校施設使用申請書(年度当初に提出) 岡山市立学校施設の使用に関する規則 様式第1号(第4条関係) ○学校施設使用料減免申請書 岡山市立学校施設の使用に関する規則 様式第3号(第8条関係) ○備品使用申請書(年度当初使用備品一覧とともに使用申請) 備品使用規定 ※詳細は「岡山市認定地域クラブ活動における市立中学校義務教育学校施設利用要項(作成中)」のとおりとする。	← 使用許可 ← 使用許可		
② 岡山市認定クラブとして活動開始 ※市の指導者研修受講が終了後、活動開始			
【認定不認定(保留を含む)の場合】 認定不認定の理由を解決し、再度認定の申請を行う または、認定外のクラブとして活動を行う(※中学校施設の優先的な使用、使用料免除など支援はない)			

※認定申請をしていない地域クラブ、不認定の地域クラブの活動については、市からの支援はないし、市は一切責任を持たない。中学校施設を使うなら学校開放の時間のみ ③認定後、下記の場合はそれぞれ提出が必要。 【認定に関わる申請内容に変更があった場合】 岡山市認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第6号) 【認定地域クラブ活動の休止、取り消しの申し出がある場合】 岡山市認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第7号) 【活動が完了した時】 活動完了報告書(様式第10号)及び関係書類	 ← 認定の取り消し通知書 (様式第9号)
--	--